

(1) 国賠法 1 条 1 項における「違法」は、法律上保護された権利ないし利益の侵害を前提とすること

国賠法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであり、公務員の職務行為についての違法性を判断するに当たっては、その職務行為時を基準として、当該公務員がその法的義務に違反していると認められる場合に限って、国賠法 1 条 1 項の適用上違法と評価されるというべきである（最高裁昭和 60 年 1 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 1512 ページ，最高裁平成 17 年 9 月 14 日大法廷判決・民集 59 卷 7 号 2087 ページ）。